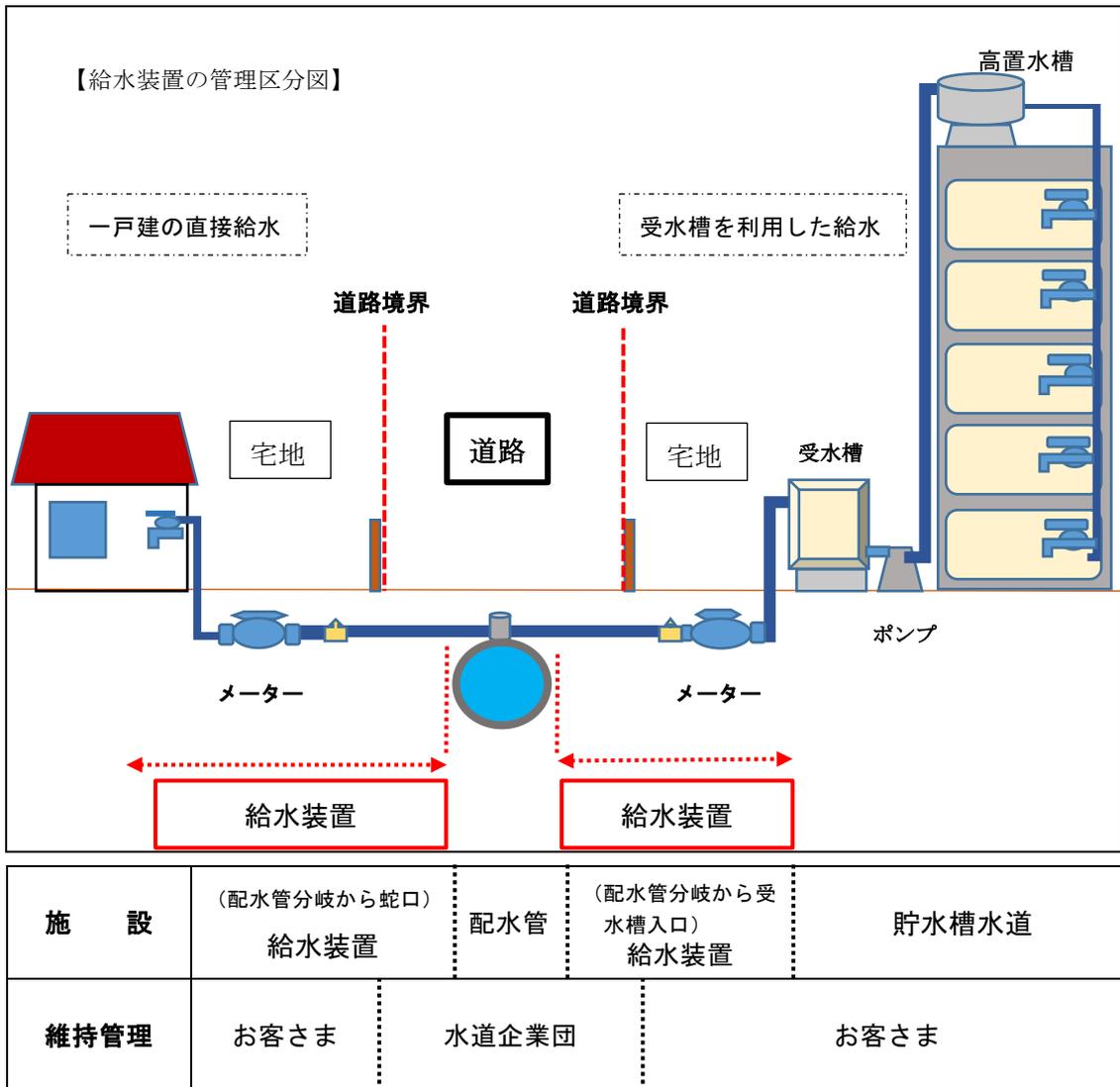


給水装置の管理区分について



- 宅地内の給水装置の漏水や故障は、原則、所有者又は使用者の費用で修繕することとなりますので、指定給水装置工事事業者へ連絡してください。(メーターは除く。)
- 道路上の給水装置の維持管理は、企業団で行います。